

第2回調査結果

1. 調査の概要

(1)調査期間	令和元年6月25日から7月9日まで
(2)調査対象者数	619人
(3)回答者数	567人
(4)有効回答率	91.6%

2. 調査テーマ

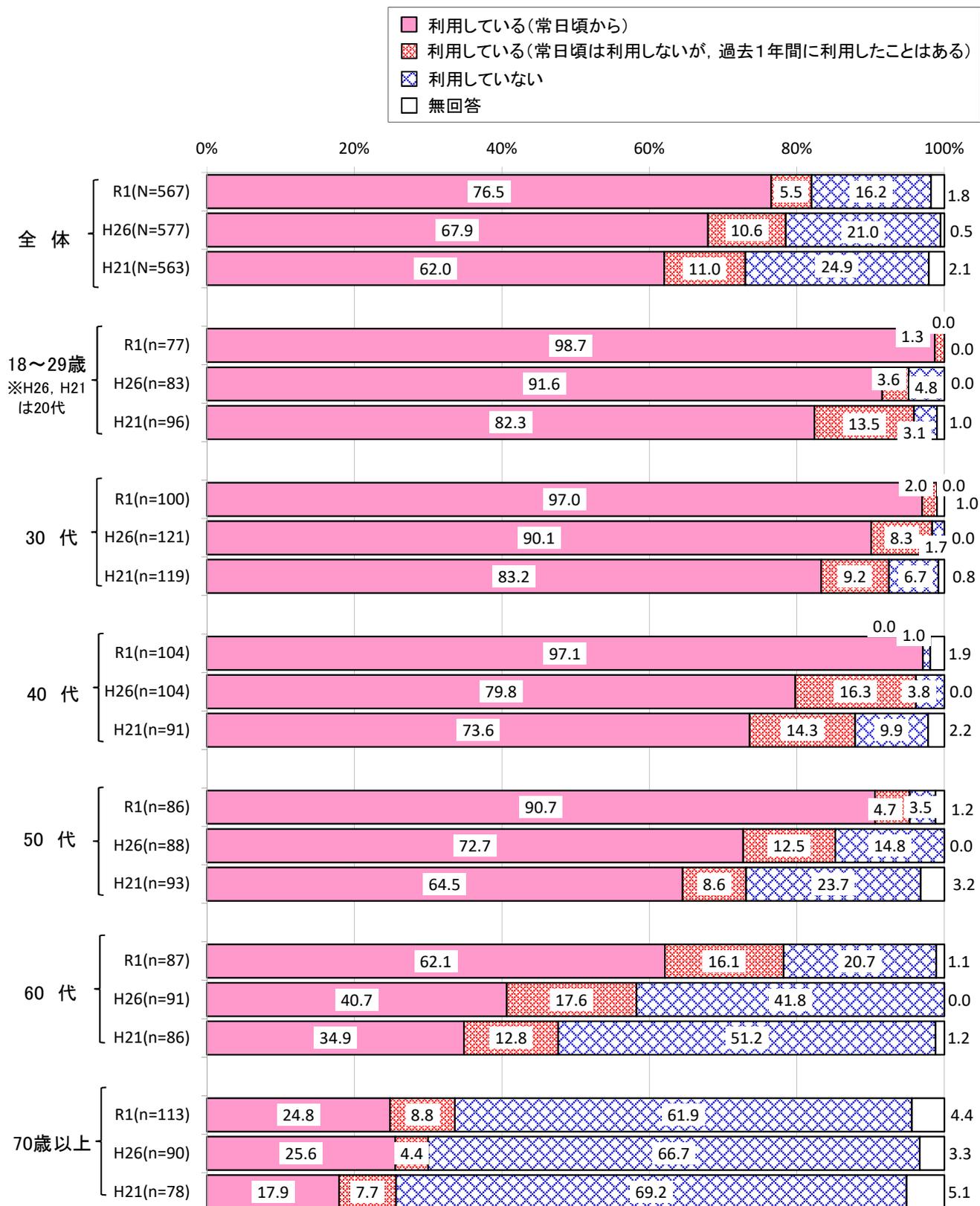
- ①「情報通信の利用状況」について
- ②「選挙」について
- ③「消費者教育」について
- ④「救急車の利用」について

①「情報通信の利用状況」について(N=567)

※『 』は2つ以上の選択肢を合計して表したもの

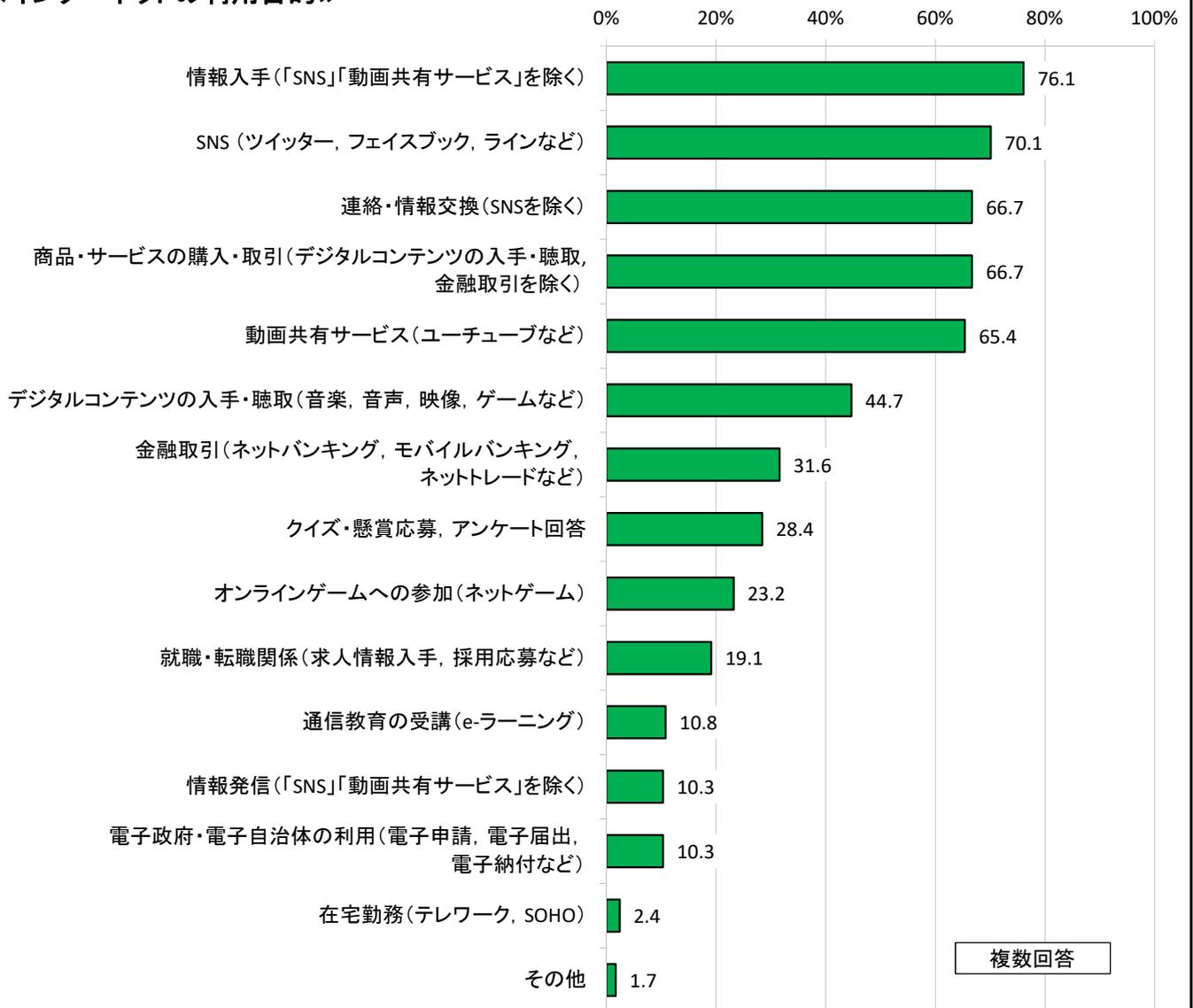
例:『行っている』=「行っている」+「どちらかといえば行っている」

「インターネットの利用状況」(過去の調査との比較)

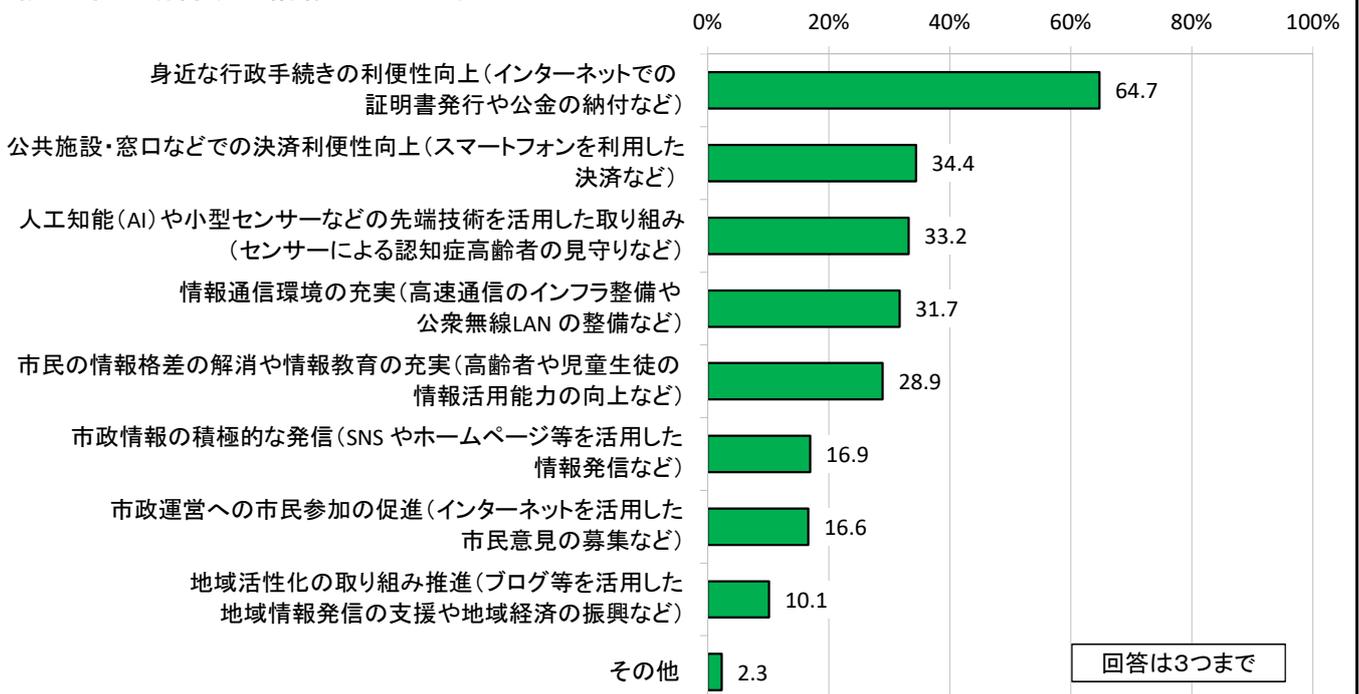


いずれの年代においても、「利用している(常日頃から)」と回答した方の割合が、年々高くなる傾向にあります。60代では「常日頃から利用している」と回答した方は平成21年度で34.9%、令和元年度で62.1%となり、27.2ポイント上昇しています。

《インターネットの利用目的》

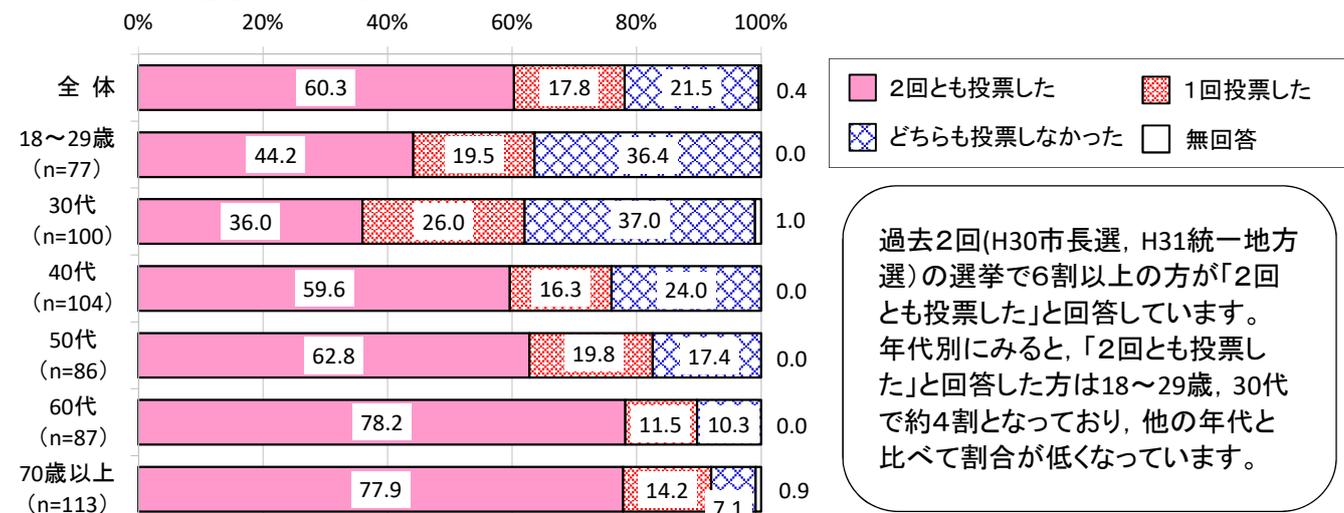


《福岡市に期待する情報化の取り組み》

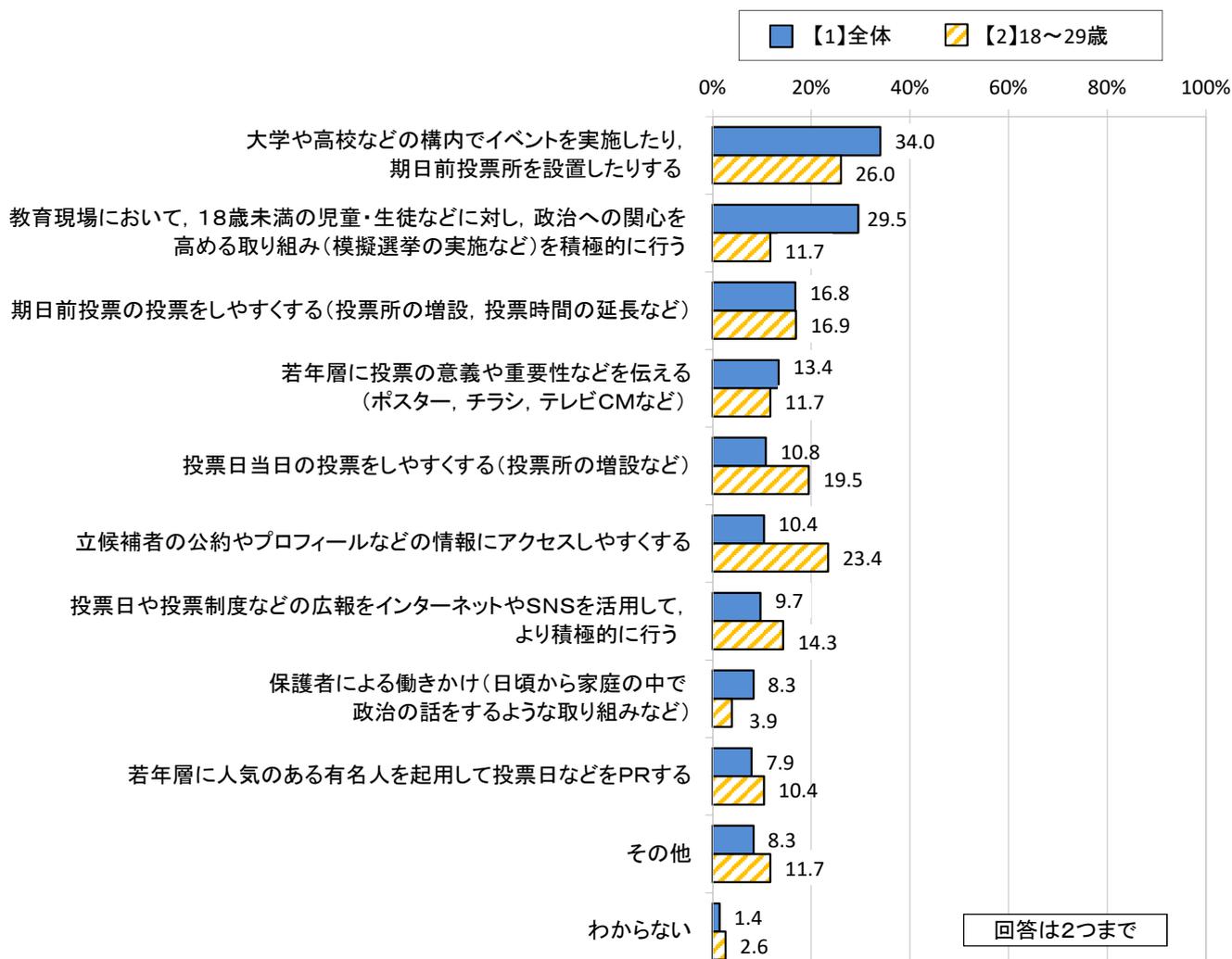


②「選挙」について(N=567)

《過去2回の選挙での投票状況》



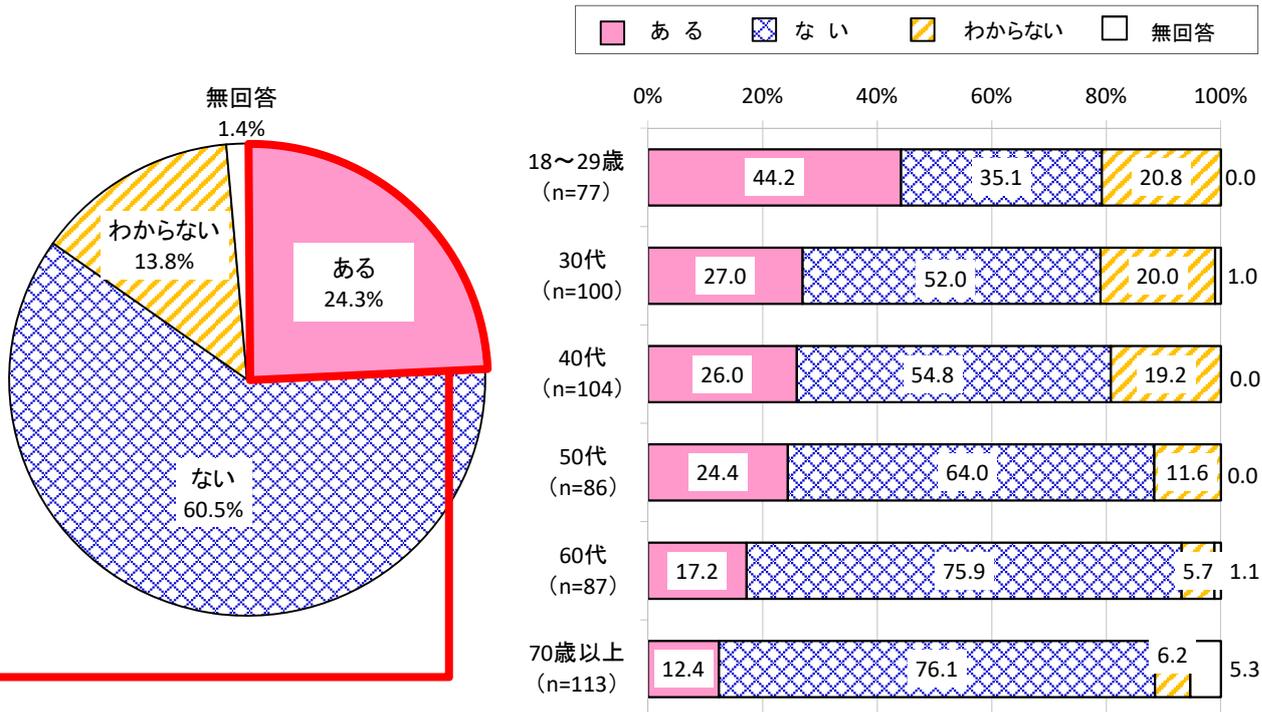
《若年層の投票率を向上させるためにはどのようなことが必要か》



【1】「全体」, 【2】「18～29歳」のいずれにおいても「大学や高校などの構内でイベントを実施したり, 期日前投票所を設置したりする」と回答した方が最も多くなりました。項目別にみると, 「教育現場において, 18歳未満の児童・生徒などに対し, 政治への関心を高める取り組み(模擬選挙の実施など)を積極的に行う」と回答した方は【1】29.5%が【2】11.7%よりも17.8ポイント高い結果となりました。一方, 「立候補者の公約やプロフィールなどにアクセスしやすくする」と回答した方は【2】23.4%が【1】10.4%よりも13.0ポイント高くなりました。

③「消費者教育」について(N=567)

《消費者教育・啓発を受けたことがあるか》



「ある」と回答した方は全体の24.3%となりました。年代別にみると、18～29歳で割合が最も高く44.2%となり、年代が上がるにつれて「ある」と回答した方の割合が低くなっていることがわかります。

《消費者教育・啓発を受けた機会》 (n=138)

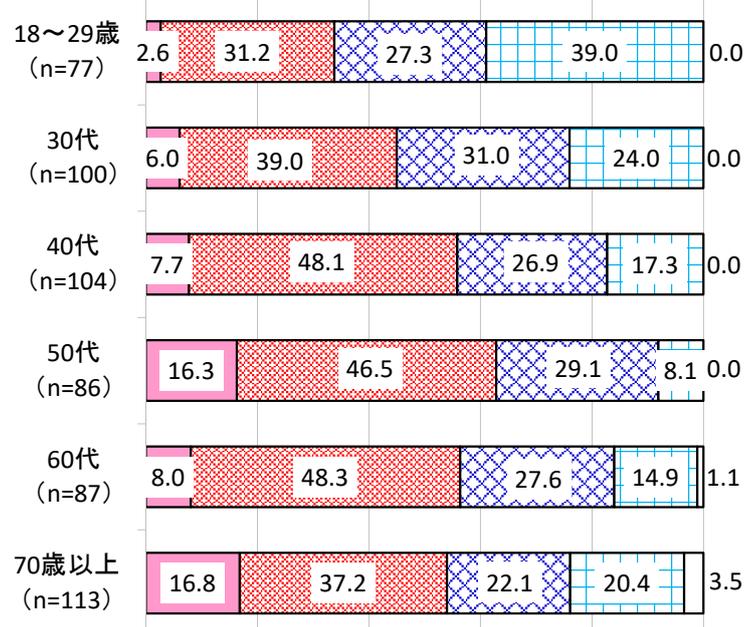
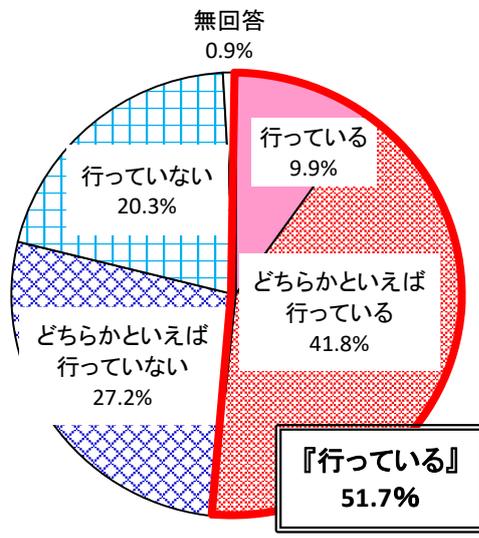


「小中学校・高校の授業(家庭科, 社会科など)」と回答した方が44.9%と最も多く、次いで「職場での講習会・勉強会など」が26.1%となりました。

《エシカル消費(倫理的消費)※を行っているか》

※エシカル消費とは
地産地消、食品ロスの削減、被災地の復興支援の商品、
フェアトレード商品の購入など、消費者が社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら行う消費活動のことです。

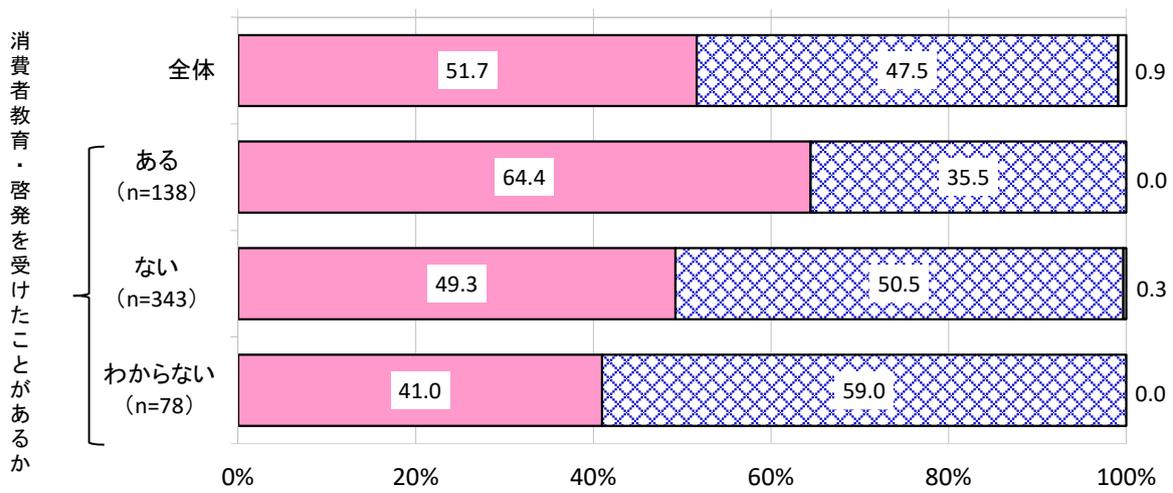
行っている
 どちらかといえば行っている
 どちらかといえば行っていない
 行っていない
 無回答



『行っている』と回答した方は全体の51.7%となりました。年代別にみると、50代で割合が最も高く、62.8%となりました。

《エシカル消費を行っているか》(消費者教育・啓発を受けたことがあるか別)

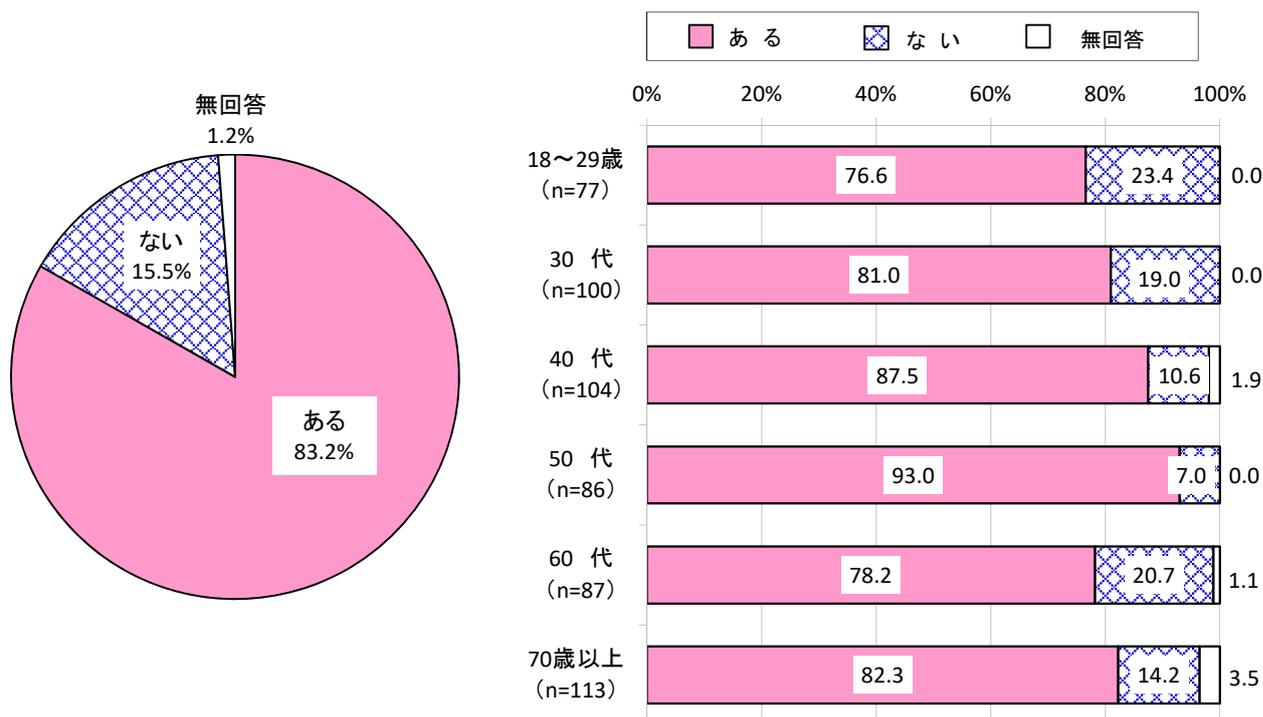
『行っている』
 『行っていない』
 無回答



消費者教育・啓発の経験が「ある」と回答した方のうち、エシカル消費を『行っている』と回答した方は64.5%となりました。一方、消費者教育・啓発の経験が「ない」と回答した方のうちエシカル消費を『行っている』と回答した方は49.3%となりました。

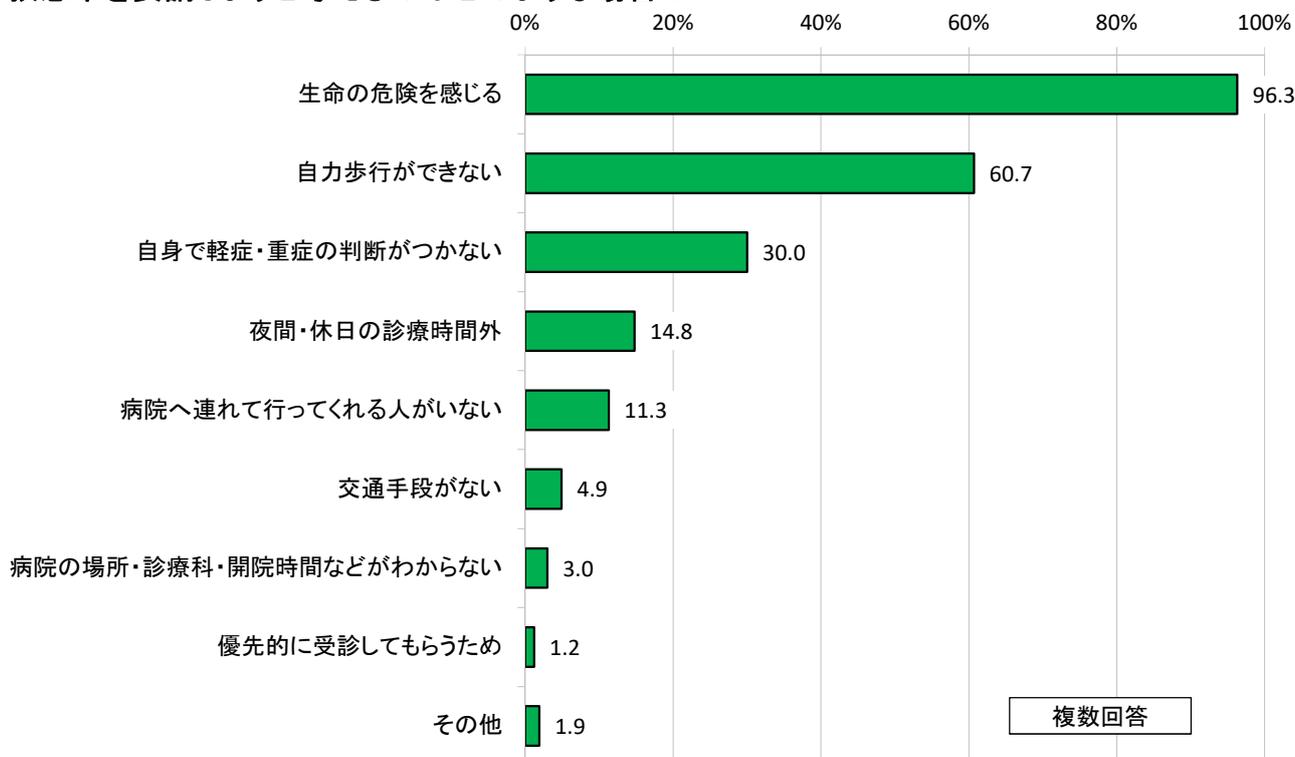
④「救急車の利用」について(N=567)

「救急車の適正利用の呼びかけや問題について見聞きしたことがあるか」



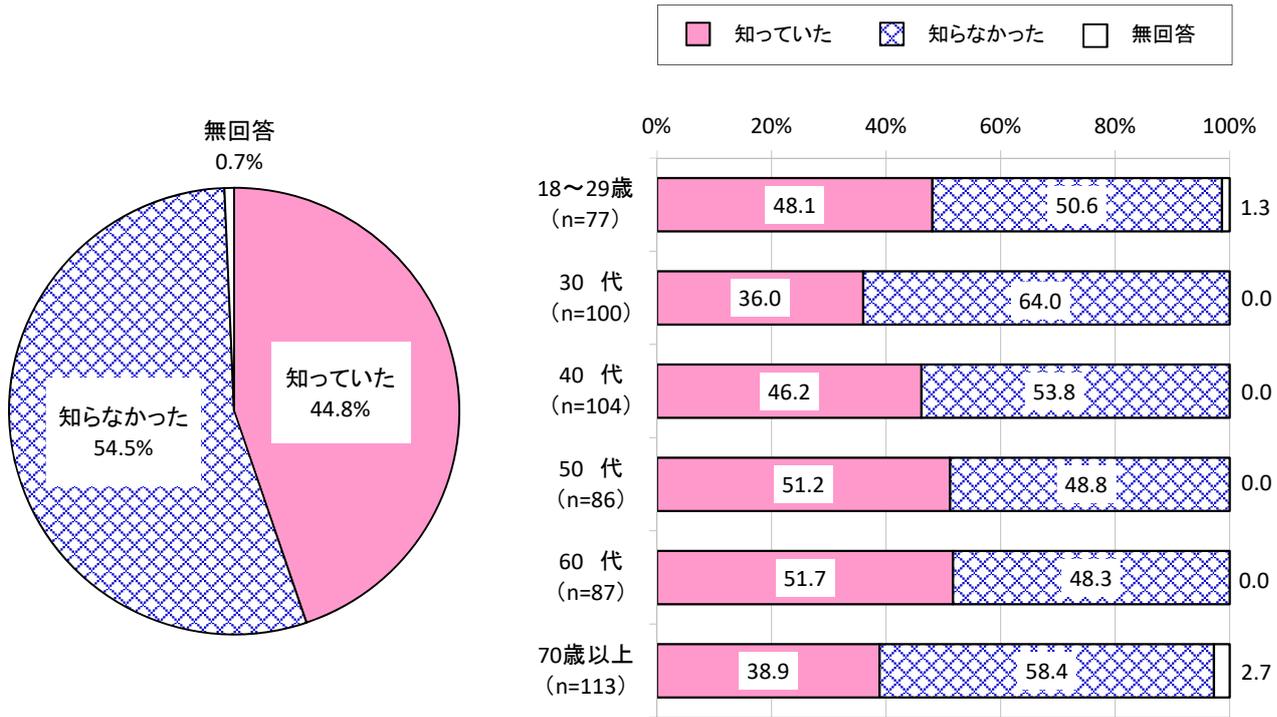
「ある」と回答した方は全体の83.2%となりました。年代別にみると、「ある」と回答した方の割合は、50代で93.0%と最も高く、次いで40代で87.5%という結果になりました。

「救急車を要請しようとするのはどのような場合か」



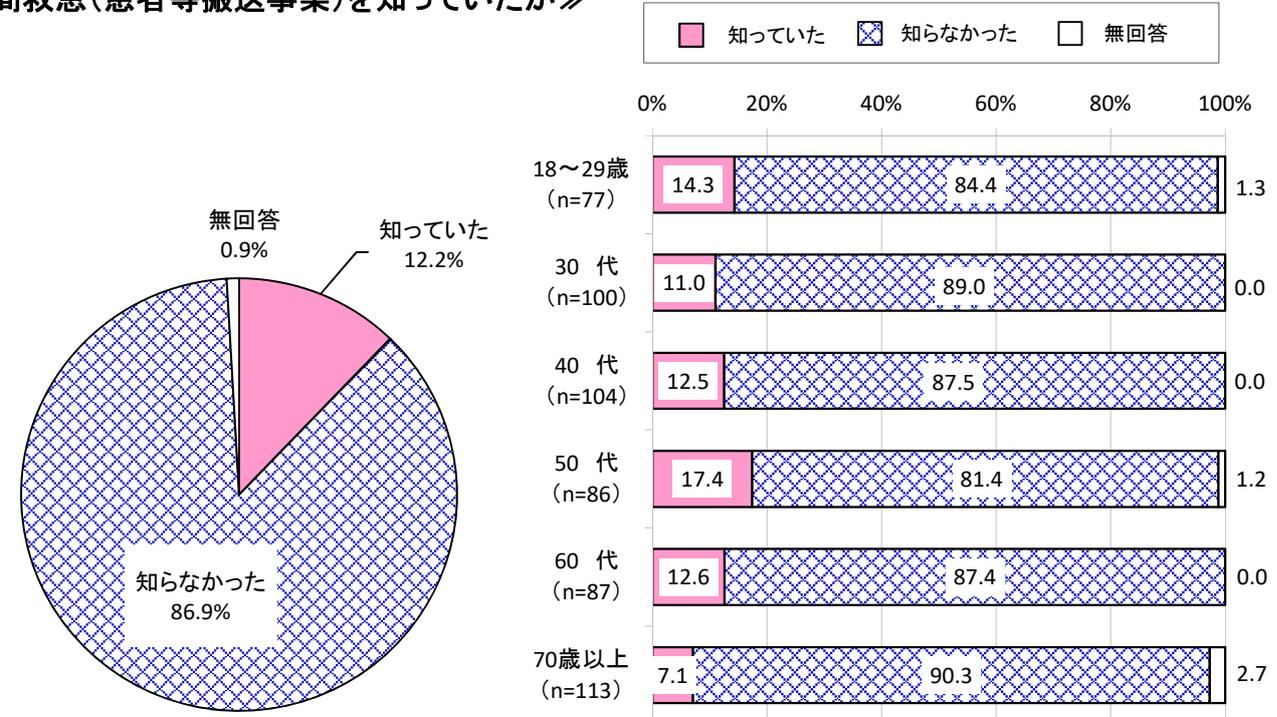
「生命の危険を感じる」と回答した方が96.3%と最も多く、次いで「自力歩行できない」と回答した方が60.7%となりました。

《 #7119(救急電話相談・医療機関案内)を知っていたか 》



「知っていた」と回答した方が全体の44.8%となりました。年代別にみると、「知っていた」と回答した方の割合は50代(51.2%)、60代(51.7%)が、他の年代より高くなっています。

《 民間救急(患者等搬送事業)を知っていたか 》



「知っていた」と回答した方が全体の12.2%となりました。年代別にみると、「知っていた」と回答した方の割合は50代で17.4%と最も高くなっています。

第2回市政アンケート調査 (N=567)

〔テーマ・担当課〕

1. 「情報通信の利用状況」について
(担当課：総務企画局 ICT戦略課)
2. 「選挙」について
(担当課：選挙管理委員会事務局 選挙課)
3. 「消費者教育」について
(担当課：市民局 消費生活センター)
4. 「救急車の利用」について
(担当課：消防局 救急課)

○ご記入いただいた個人情報は、市政アンケート調査の集計のために利用した上で、個人情報保護に関する法令などにに基づき適正に管理いたします。

○提出期間を過ぎて提出されると、皆さまからの貴重なご意見を集計結果に反映できなくなりますので、**提出期限は厳守**いただきますようお願いいたします。

調査協力員番号		お名前	
---------	--	-----	--

※ 調査協力員番号は **封筒の宛名シール** に記載しております。

(返信用封筒右上に記載されている「501」ではありませんのでご注意ください。)

(提出期限) 7月9日(火)までにポストに投函してください。

《 「情報通信の利用状況」についておたずねします 》

福岡市では、市民サービスの向上と行政の簡素化・効率化を図るため、情報通信技術（ICT）を活用した行政情報化および地域情報化の各種取り組みを進めています。

そこで、本市における「情報通信の利用状況」について、市民の皆さまのご意見をお聴きしたいと考えております。

問1 あなたは、インターネットを利用していますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|---|--|------|---------|
| 1 | 利用している（常日頃から） | 76.5 | |
| 2 | 利用している
（常日頃は利用しないが、過去1年間に利用したことはある） | 5.5 | |
| 3 | 利用していない | 16.2 | 無回答：1.8 |

問1-1 《 問1で「1」「2」と回答した方におたずねします。 》

あなたは、インターネットをどのような目的で利用していますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(n=465)

- | | | | |
|----|------------------------------------|------|---------|
| 1 | SNS（ツイッター、フェイスブック、ラインなど） | 70.1 | |
| 2 | 動画共有サービス（ユーチューブなど） | 65.4 | |
| 3 | 連絡・情報交換（上記「1」を除く） | 66.7 | |
| 4 | 情報入手（上記「1」「2」を除く） | 76.1 | |
| 5 | 情報発信（上記「1」「2」を除く） | 10.3 | |
| 6 | オンラインゲームへの参加（ネットゲーム） | 23.2 | |
| 7 | デジタルコンテンツの入手・聴取（音楽、音声、映像、ゲームなど） | 44.7 | |
| 8 | 金融取引（ネットバンキング、モバイルバンキング、ネットトレードなど） | 31.6 | |
| 9 | 商品・サービスの購入・取引（上記「7」「8」を除く） | 66.7 | |
| 10 | 就職・転職関係（求人情報入手、採用応募など） | 19.1 | |
| 11 | 電子政府・電子自治体の利用（電子申請、電子届出、電子納付など） | 10.3 | |
| 12 | 通信教育の受講（e-ラーニング） | 10.8 | |
| 13 | 在宅勤務（テレワーク、SOHO） | 2.4 | |
| 14 | クイズ・懸賞応募、アンケート回答 | 28.4 | |
| 15 | その他 | 1.7 | 無回答：0.4 |

◀ すべての方におたずねします。 ▶

問2 インターネットのできる福岡市の手続きについておたずねします。あなたは、下記の例のような手続きがインターネットで利用できることを知っていますか。また、いずれか1つでも利用したことがありますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

【 インターネットのできる手続きの例 】

- 文化・スポーツ・公共施設などの利用予約
- 各図書館の蔵書検索・貸出予約と図書のリクエスト申し込み
- 粗大ごみ収集の申し込み（自己搬入ごみの事前受付を含む）
- 研修・講習・各種イベントなどの申し込み
- 水道の使用開始と使用中止の申し込み
- インターネット公売（差し押さえ品の売却など）
- 地方税電子申告（エルタックス）
- 市税に関する証明書交付の予約（納税証明書など）
- 市税インターネット口座振替受付
- みまもりタッチ会員申し込み（登下校時刻などメール配信サービス）
- 市営住宅の入居申し込み
- 犬の登録事項変更届および犬の死亡届
- 市立霊園の利用申し込み
- ふるさと納税
- 情報公開の請求
- 職員採用試験受験申し込み
- 各避難訓練通知（消火、防災）
- eメール119番利用申し込み・変更・取止届
- インターネット消費生活相談
- 市営地下鉄のWeb遅延証明書 など

- 1 利用したことがある **36.7**
- 2 知っているが、利用したことはない **41.8**
- 3 知らない **20.3** 無回答：1.2

インターネットのできる手続きの一覧は、福岡市ホームページでご覧になれます。

福岡市ネットで手続き

検索 

問3 あなたは、福岡市の今後の情報化の取り組みについてどのようなことを期待しますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 身近な行政手続の利便性向上（インターネットでの証明書発行や公金の納付など） | 64.7 |
| 2 | 公共施設・窓口などでの決済利便性向上（スマートフォンを利用した決済など） | 34.4 |
| 3 | 市民の情報格差の解消や情報教育の充実
（高齢者や児童生徒の情報活用能力の向上など） | 28.9 |
| 4 | 市政情報の積極的な発信（SNSやホームページ等を活用した情報発信など） | 16.9 |
| 5 | 市政運営への市民参加の促進（インターネットを活用した市民意見の募集など） | 16.6 |
| 6 | 地域活性化の取り組み推進
（ブログ等を活用した地域情報発信の支援や地域経済の振興など） | 10.1 |
| 7 | 情報通信環境の充実（高速通信のインフラ整備や公衆無線LANの整備など） | 31.7 |
| 8 | 人工知能（AI）や小型センサーなどの先端技術を活用した取り組み
（センサーによる認知症高齢者の見守りなど） | 33.2 |
| 9 | その他 | 2.3 |
- 無回答：5.5

問4 情報通信技術（ICT）を活用した行政情報化および地域情報化の各種取り組みについての意見や要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

《「選挙」についておたずねします》

選挙は間接民主制の基盤です。有権者は積極的に投票し、自分たちの意見を正しく政治に反映させることが大切です。しかしながら、近年における選挙の投票率は低下傾向にあるため、福岡市では、選挙に関する情報の発信や、政治への関心を高めていただくための取り組みを行っております。そこで、選挙の啓発・広報について、市民の皆さまのご意見をお聴きしたいと考えております。

問5 あなたは、過去2回の選挙（平成30年11月18日福岡市長選挙，平成31年4月7日統一地方選挙）で投票しましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。
(N=567)

- | | | | |
|---|-------------|------|---------|
| 1 | 2回とも投票した | 60.3 | |
| 2 | 1回投票した | 17.8 | |
| 3 | どちらも投票しなかった | 21.5 | 無回答：0.4 |

問5-1 《問5で「2」「3」と回答した方におたずねします。》

投票していない理由は何ですか。最もあてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(n=223)

- | | | | |
|----|------------------------------|------|---------|
| 1 | 仕事やレジャーなどで時間がないから | 22.9 | |
| 2 | 市外にいたから | 9.0 | |
| 3 | 病気（看病を含む），または体調が悪いから | 4.9 | |
| 4 | 投票に行くのが面倒だから | 6.7 | |
| 5 | 投票所が遠い（不便，わからない）から | 1.3 | |
| 6 | 投票日を知らない，または忘れるから | 4.5 | |
| 7 | 適当な候補者がいないから | 13.5 | |
| 8 | 候補者に関する情報がわからないから | 7.2 | |
| 9 | 自分一人が投票しなくても選挙の結果に影響がないと思うから | 8.1 | |
| 10 | 選挙によって政治や暮らしに影響があると思わないから | 5.8 | |
| 11 | 選挙権がないから（住所要件など） | 4.5 | |
| 12 | 政治や選挙には関心がないから | 4.9 | |
| 13 | その他 | 3.6 | 無回答：3.1 |

◀ すべての方におたずねします。 ▶

問6 平成30年11月18日に行われた福岡市長選挙の際、福岡市では投票日や投票制度などの広報を実施しましたが、あなたが気付いたものは次のうちどれですか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- 1 市の関連施設（区役所、市民センター、公民館、体育館など）に掲出したポスター※1 45.7
 - 2 市の関連施設（区役所、市民センター、公民館、体育館など）に掲出したのぼり 24.3
 - 3 区役所・出張所に掲出した横断幕、懸垂幕、広告塔 17.6
 - 4 市政だより（せんきょかわら版） 61.6
 - 5 ウルトラマンのテレビCM 29.5
 - 6 高校生の啓発動画（天神や博多駅の大型ビジョン） 3.7
 - 7 ツイッター動画（筋トレ動画）※2 5.6
 - 8 選挙に関するホームページ 4.2
 - 9 メールマガジンやSNS（ツイッター、フェイスブック、ライン）での広報 2.8
 - 10 コンビニエンスストアでの広報（レジ広告） 6.3
 - 11 交通広告（バス停広告、JR駅ポスター掲出、地下鉄天神駅ビジョン※3など） 36.2
 - 12 地下鉄駅での広報（ポスター掲出、電光掲示板のテロップ表示、駅構内放送） 24.9
 - 13 広報車の運行（立候補者の選挙運動用自動車は除く） 18.3
 - 14 啓発物資（ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、マスクなど）の配布 2.8
 - 15 イベント会場での啓発、街頭啓発 4.1
 - 16 大学内での広報（ポスター、チラシ、大学内期日前投票所など） 2.3
 - 17 その他 7.2
 - 18 気付いたものはない 7.6
- 無回答：0.2

【福岡市の実施した広報の一例】



※1 ポスター



※2 ツイッター動画（筋トレ動画）



※3 地下鉄天神駅ビジョン

問7 福岡市では、選挙が近くなると、投票日や投票制度などの広報を実施していますが、あなたが効果的だと思う選挙広報は次のうちどれですか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|----|--------------------------------------|------|---------|
| 1 | 市政だより（「せんきょかわら版」を含む） | 55.4 | |
| 2 | テレビCM | 75.3 | |
| 3 | ラジオCM | 20.1 | |
| 4 | 啓発動画（天神や博多駅の大型ビジョン） | 25.9 | |
| 5 | 選挙に関するホームページ | 7.8 | |
| 6 | メールマガジン、SNS（ツイッター、フェイスブック、ラインなど）での広報 | 20.1 | |
| 7 | インターネット検索サイトやSNSへの広告掲載 | 18.0 | |
| 8 | 新聞への広告掲載 | 36.9 | |
| 9 | コンビニエンスストアでの広報（レジ広告、店内放送、チラシなど） | 23.8 | |
| 10 | 電車・バス車内での広告掲示 | 54.5 | |
| 11 | 駅構内での広報（ポスター、チラシ、放送、電光表示器など） | 31.6 | |
| 12 | 広報車の運行（立候補者の選挙運動用自動車は除く） | 17.6 | |
| 13 | 啓発物資（ポケットティッシュなど）の配布 | 7.4 | |
| 14 | 街頭啓発や模擬投票などのイベント | 7.4 | |
| 15 | 大学や高校内での広報（ポスター、チラシ、のぼりなど） | 12.5 | |
| 16 | デパートやショッピングセンターでの広報（ポスター、チラシ、放送など） | 22.8 | |
| 17 | その他 | 3.5 | 無回答：0.0 |

問8 あなたが選挙で投票するにあたり、必要だと思う情報は次のうちどれですか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|----|------------------------------------|------|---------|
| 1 | 投票日 | 73.9 | |
| 2 | 投票日当日の投票所の場所・時間 | 69.8 | |
| 3 | 期日前投票の日時や場所 | 67.2 | |
| 4 | 投票方法（投票の流れや持参物、投票用紙への記載内容など） | 22.4 | |
| 5 | 入院などの理由により、病院や老人ホームなどの施設で投票する制度の説明 | 21.9 | |
| 6 | 出張などの理由により、市外で投票する制度の説明 | 18.7 | |
| 7 | 体に障がいのある方などが郵便で投票する制度の説明 | 22.8 | |
| 8 | 立候補者に関する情報（政策など） | 68.4 | |
| 9 | 過去の選挙の投票結果や投票率 | 10.6 | |
| 10 | その他 | 4.8 | |
| 11 | 特に必要だと思う情報はない | 1.9 | |
| 12 | わからない | 0.9 | 無回答：0.4 |

問9 平成30年11月18日に行われた福岡市長選挙の際には、全体の投票率が31.42%であるのに対し、20代の投票率は15.23%と低い結果となっています。

そこで、若年層の投票率を向上させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

あなたの考えに近いものを2つまで選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|----|--|------|-----------|
| 1 | 投票日当日の投票をしやすいにする(投票所の増設など) | 10.8 | |
| 2 | 期日前投票の投票をしやすいにする(投票所の増設, 投票時間の延長など) | 16.8 | |
| 3 | 大学や高校などの構内でイベントを実施したり, 期日前投票所を設置したりする | 34.0 | |
| 4 | 投票日や投票制度などの広報をインターネットやSNSを活用して, より積極的に行う | 9.7 | |
| 5 | 若年層に人気のある有名人を起用して投票日などをPRする | 7.9 | |
| 6 | 立候補者の公約やプロフィールなどの情報にアクセスしやすいにする | 10.4 | |
| 7 | 若年層に投票の意義や重要性などを伝える(ポスター, チラシ, テレビCMなど) | 13.4 | |
| 8 | 教育現場において, 18歳未満の児童・生徒などに対し, 政治への関心を高める取り組み(模擬選挙の実施など)を積極的に行う | 29.5 | |
| 9 | 保護者による働きかけ(日頃から家庭の中で政治の話をするような取り組みなど) | 8.3 | |
| 10 | その他 | 8.3 | |
| 11 | わからない | 1.4 | 無回答: 19.9 |

選挙制度や投票区・投票所一覧など選挙に関する情報をご覧ください。

福岡市選挙管理委員会ホームページ「選挙に行きましょう」

アドレス <http://www.city.fukuoka.lg.jp/senkyo/>

選挙に行きましょう

検索



《 「消費者教育」についておたずねします 》

高齢化・高度情報化の進展に伴い、消費生活^{※1}に関するトラブルも多様化・深刻化しています。福岡市では、安全で安心できる消費生活の実現を目指し、消費者自身が①消費者トラブルや消費者被害を未然に防ぐこと②被害が拡大しないための知識や判断力を持つこと③自分の行動が社会や環境にどんな影響を与えるかを考えて行動できる消費者になること、を目標に行う「消費者教育」を推進しています。

そこで、消費者教育について、市民の皆さまのご意見をお聴きし、今後の施策へ反映させたいと考えております。

※1 本アンケートでの「消費生活」とは、生活に必要な商品やサービスを事業者から購入し、それらを利用して生活し、使い終わったものを破棄するまでのことをいいます。

問10 消費生活センターでは、さまざまな消費者トラブルについての相談に応じるとともに、トラブル情報の提供などを行っています。あなたは「消費生活センター」を知っていましたか。また、同センターに相談窓口があることを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|---|----------------------------|------|---------|
| 1 | 名前も相談窓口があることも知っていた | 68.6 | |
| 2 | 名前は知っていたが、相談窓口があることは知らなかった | 14.8 | |
| 3 | 知らなかった | 15.9 | 無回答：0.7 |

問10-1 《 問10で「1」「2」と回答した方におたずねします。》

「消費生活センター」を知ったきっかけは何ですか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(n=473)

- | | | | |
|----|------------------------------------|------|----------|
| 1 | 行政広報紙（市政だより、消費生活センターの情報紙など） | 19.9 | |
| 2 | ポスター、パンフレット、リーフレット、チラシ | 1.1 | |
| 3 | テレビ | 28.5 | |
| 4 | 新聞 | 3.2 | |
| 5 | 公的機関のホームページ（福岡市・県・国・他自治体のホームページなど） | 1.7 | |
| 6 | インターネット情報（公的機関のホームページを除く） | 1.9 | |
| 7 | SNS（ツイッター、フェイスブック、ラインなど） | 0.2 | |
| 8 | 家族・友人・知人から聞いた | 8.0 | |
| 9 | 民生委員・ケアマネジャーなどの福祉関係者から聞いた | 0.2 | |
| 10 | 自治会・町内会などの地域の人から聞いた | 0.0 | |
| 11 | 学校で教わった | 8.5 | |
| 12 | その他 | 4.0 | |
| 13 | わからない、覚えていない | 8.2 | 無回答：14.6 |

◀ すべての方におたずねします。 ▶

問1 1 消費生活に関する学習の機会が、学校や地域、職場などのさまざまな場で提供されています。あなたは、こうした「消費者教育・啓発」※2を受けたことがありますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

※2「環境教育」「食育」「国際理解教育」「法教育」「金融経済教育」も、広い意味では消費者教育に含まれます。本アンケートでは、これらも含むものとします。

- | | | | |
|---|-------|------|---------|
| 1 | ある | 24.3 | |
| 2 | ない | 60.5 | |
| 3 | わからない | 13.8 | 無回答：1.4 |

問1 1-1 ◀ 問1 1で「1」と回答した方におたずねします。 ▶

その「消費者教育・啓発」は、どのような機会に受けましたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(n=138)

- | | | | |
|----|---------------------------|------|---------|
| 1 | 小中学校、高校の授業（家庭科、社会科など） | 44.9 | |
| 2 | 小中学校、高校の課外授業、特別授業、見学など | 18.8 | |
| 3 | 大学、専門学校などの講義 | 21.0 | |
| 4 | 大学、専門学校などのオリエンテーションなど | 3.6 | |
| 5 | 公民館や地域の団体などが主催する講習会・勉強会など | 20.3 | |
| 6 | 市（区）が主催する講習会・勉強会など | 6.5 | |
| 7 | 職場での講習会・勉強会など | 26.1 | |
| 8 | 事業者や事業者団体が主催する講習会・勉強会など | 7.2 | |
| 9 | 消費者団体※3が主催する講習会・勉強会など | 3.6 | |
| 10 | その他 | 1.4 | 無回答：1.4 |

※3 消費者団体とは

消費者の権利・利益の擁護のため、消費者によって自主的に組織された団体や消費者のための活動を行っている民間団体のことをいいます。

◀ すべての方におたずねします。 ▶

問12 地産地消、食品ロスの削減、被災地の復興支援の商品、フェアトレード^{※4}商品の購入など、消費者が社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行ったりすることを「エシカル消費」（倫理的消費）といいます。あなたは、日頃からこの「エシカル消費」を行っていますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- 1 行っている 9.9
- 2 どちらかといえば行っている 41.8
- 3 どちらかといえば行っていない 27.2
- 4 行っていない 20.3

無回答：0.9

※4 フェアトレードとは

発展途上国の作物や製品を適正な価格で継続的に取引し、生産者や労働者の生活改善と自立を支え、生産地の環境を保全する貿易のことです。

問13 成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、「未成年者取消権^{※5}」が18歳、19歳には適用されなくなります。あなたは、このことを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- 1 知っていた 29.5
- 2 知らなかった 69.5

無回答：1.1

※5 未成年者取消権とは

未成年者が法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意を得ないで契約した場合、契約を取り消すことができる権利です。取り消しができるのは、法定代理人と未成年者本人です。ただし「成人している」などどうそをついて結んだ契約など、取り消すことができない場合もあります。

問14 成人年齢が引き下げられた場合、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されます。若年者の消費者トラブルを防止するために、あなたが重要だと思うことは何ですか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- 1 家庭における消費者教育の充実 51.3
- 2 学校における消費者教育の充実 62.4
- 3 地域における消費者被害防止のための学習機会の充実 5.8
- 4 企業による従業員への消費者教育 15.2
- 5 行政による消費者教育の充実 13.9
- 6 自立した消費者としての若年者本人の意識の向上 38.3
- 7 若年者が被害に遭わないための具体的な情報提供や注意喚起 50.1
- 8 若年者が相談しやすい相談窓口の充実 26.8
- 9 その他 1.8
- 10 わからない 0.9

無回答：5.5

問15 クーリング・オフは、消費者が無条件で一方的に契約を解除できる制度です。あなたは、店舗や通信販売で購入した場合は、クーリング・オフができないことを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- 1 知っていた 54.7
2 知らなかった 44.3

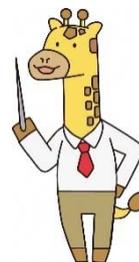
無回答：1.1

【クーリング・オフのワンポイント解説】

クーリング・オフとは、訪問販売などで消費者が冷静な判断をできないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。「契約は守らなければならない」とする原則の例外で、クーリング・オフができる取引は法律などで定めがある場合に限りです。

- ★3,000円未満の現金取引には適用されません
- ★店舗購入・通信販売にはクーリング・オフは適用されませんが、事業者が返品可否や返品期限などに関する特約を設けている場合は、それに従って返品などをするようになります。

不安な場合は、消費生活センターにご相談ください
(電話 092-781-0999)



消費生活センター啓発キャラクター
これっキリン先生

問16 「消費者教育」について、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

《 「救急車の利用」 についておたずねします 》

救急出動件数が年々増加する中、救急要請の中には、単なる酒酔いや打撲、切り傷などによるもののほか、病院までのタクシー代わりに要請するなど、不適切な要請が見受けられます。そこで、本当に救急車が必要な方の搬送のために、福岡市・県・国などの行政機関では、ホームページや市政だよりなどで救急車の適正利用をお願いしています。

今後、救急車の適正利用推進の参考とするため、市民の皆さまのご意見をお聴きしたいと考えております。

問17 あなたは、救急車の適正利用の呼びかけや問題について見聞きしたことがありますか。
あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- 1 ある 83.2
- 2 ない 15.5

無回答：1.2

問17-1 《 問17で「1」と回答した方におたずねします。 》

どのような方法で見聞きしましたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(n=472)

- 1 市政だよりなどの広報紙 36.0
- 2 ポスター 13.3
- 3 パンフレット、チラシ 5.5
- 4 ホームページ 4.4
- 5 テレビ 79.2
- 6 ラジオ 11.9
- 7 新聞 30.1
- 8 回覧板 4.9
- 9 家族、友人、知人 21.8
- 10 イベント 2.3
- 11 その他 3.8

無回答：0.0

《 すべての方におたずねします。 》

問18 あなたが救急車を要請しようとするのはどのような場合ですか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|---|------------------------|------|---------|
| 1 | 生命の危険を感じる | 96.3 | |
| 2 | 自力歩行ができない | 60.7 | |
| 3 | 自身で軽症・重症の判断がつかない | 30.0 | |
| 4 | 病院の場所・診療科・開院時間などがわからない | 3.0 | |
| 5 | 夜間・休日の診療時間外 | 14.8 | |
| 6 | 優先的に受診してもらうため | 1.2 | |
| 7 | 交通手段がない | 4.9 | |
| 8 | 病院へ連れて行ってくれる人がいない | 11.3 | |
| 9 | その他 | 1.9 | 無回答：1.2 |

問19 急な病気やケガのとき、#7119（救急電話相談・医療機関案内）にダイヤルすると、救急車の利用や、最寄りの医療機関についてアドバイスが受けられます（福岡市以外の自治体でも実施）。あなたは、#7119を知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

- | | | | |
|---|--------|------|---------|
| 1 | 知っていた | 44.8 | |
| 2 | 知らなかった | 54.5 | 無回答：0.7 |



問19-1 《 問19で「1」と回答した方におたずねします。 》

どのような方法で知りましたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(n=254)

- | | | | |
|----|-------------|------|---------|
| 1 | 市政だよりなどの広報紙 | 49.2 | |
| 2 | ポスター | 17.7 | |
| 3 | パンフレット, チラシ | 17.7 | |
| 4 | ホームページ | 8.3 | |
| 5 | テレビ | 42.5 | |
| 6 | ラジオ | 5.1 | |
| 7 | 新聞 | 13.4 | |
| 8 | 回覧板 | 2.8 | |
| 9 | 家族, 友人, 知人 | 17.7 | |
| 10 | イベント | 3.5 | |
| 11 | その他 | 10.6 | 無回答：0.0 |

《 すべての方におたずねします。 》

問20 あなたや周囲の方が仮に急な病気やケガで救急車を呼びべきか迷う状況にあるとします。このとき#7119に相談した結果、「病院を受診した方が良いが、救急車で病院に行く必要はありません」というアドバイスを受けたとします。これから病院を受診しようとする場合、あなたは、どの交通手段を利用すると思いますか。最もあてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

1	公共交通機関	2.8	
2	自家用車（家族・知人送迎含む）	39.0	
3	タクシー	46.9	
4	民間救急※ ¹	0.9	
5	救急車	0.9	
6	その他	1.1	無回答：8.5

※1 民間救急（患者等搬送事業）とは福祉タクシーや介護タクシーと異なり、福岡市消防局長が認定した事業者が、緊急性を有しない傷病者や寝たきりの高齢者などを対象に、ベッドなどを備えた専用車を用いて有料で医療機関または社会福祉施設などに搬送することです。

問21 あなたは、民間事業者による民間救急（患者等搬送事業）を知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

1	知っていた	12.2	
2	知らなかった	86.9	無回答：0.9

問22 あなたは今後、問20のような状況の時に、病院に行くために民間救急（患者等搬送事業）を利用したいと思いますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=567)

1	利用したい	21.0	
2	料金によっては利用したい	46.7	
3	利用するつもりはない	11.3	
4	わからない	20.1	無回答：0.9

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。
記入漏れや誤りがないか再度確認の上、同封の返信用封筒にてご返送をお願いします。

【 標本構成 (第 2 回) 】

性別

男性 46.0

女性 54.0

年齢

18~29 歳 13.6

30 代 17.6

40 代 18.3

50 代 15.2

60 代 15.3

70 歳以上 19.9

職業

会社員・団体職員 40.0

公務員 2.8

契約社員・派遣社員 4.9

パート・アルバイト 9.0

自営業 5.1

主婦・主夫 16.0

学生 5.1

無職 14.8

その他 2.1

行政区

東区 19.8

博多区 13.9

中央区 12.2

南区 17.3

城南区 7.9

早良区 14.3

西区 14.6

居住年数

3年未満 9.9

3年以上5年未満 6.2

5年以上10年未満 7.1

10年以上20年未満 18.7

20年以上30年未満 18.3

30年以上 39.9

住居形態

持家の戸建て 30.7

持家の集合住宅 31.6

借家の戸建て 1.2

借家の集合住宅 33.3

施設・社宅・寮 2.6

その他 0.5